

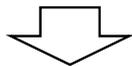
## ■新型コロナウイルス感染症に係る発生届の全数届出見直しについて【2022.9.26開始】

「新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：内閣総理大臣）」において、「With コロナに向けた政策の考え方」を2022年9月8日に決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を限定することとされた。これにより、保健医療体制の強化、重点化を進めていくこととなり、2022年9月26日から全国一律で発生届の全数届出見直しが行われた。

### 見直しのポイント① 「発生届の対象者の限定」

#### 【見直し前】

医療機関から保健所へ提出される発生届は陽性者全員が対象。



#### 【見直し後】

発生届の対象者は 次の4類型に限定。

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり  
コロナ治療薬の投与  
又は新たに酸素投与  
が必要と医師が判断  
する者
- ④妊婦

これまで  
どおり原則  
保健所で  
支援・対応

発生届： 感染症法第12条第1項の規定に基づき、医師は新型インフルエンザ等感染症の患者を診断したときは、患者の氏名、年齢、性別等を都道府県知事（保健所設置市は市長）に届け出なければならないとされている。

### 見直しのポイント② 「発生届の有無に関わらず、支援体制を継続」

【相談】体調悪化時には、「診断を受けた医療機関」「かかりつけ医」「福島県フォローアップセンター（24時間対応可能）」へ連絡。  
療養期間や健康相談などについては、「福島県フォローアップセンター」で対応。

【宿泊療養】本人の申出により、必要な方（高齢者と同居し、部屋を分けることができず感染対策がとれないなど）には、「福島県フォローアップセンター」で受付・調整。

【生活支援】自宅療養者の生活支援（食料品の提供など）についても、本人の申出により、必要な方には「福島県フォローアップセンター」で支援。

### 見直しのポイント③ 「陽性者数の公表（県コロナ本部が一日1回集計）」

- ①県内全域の陽性者総数と年代別の内訳（医療機関からの人数報告による）
- ②医療機関が所在する保健所別陽性者数（居住地とは異なる）とコロナ検査キットで陽性となった方が申請する陽性者登録センターの陽性者数

※居住地での把握ができなくなったため、本市における感染状況について統計や分析はできなくなった。

（参考）本庁からの応援職員（人数については適宜見直しを行う）  
12人→6人 療養証明書の作成や発送などの業務に従事。